

加西市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、本市が行う物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市が発注する物品等のうち、原則として、市内または加西市の利用者が通所する障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

3 対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

エ 小規模作業所

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件（①～③のすべてを満たすこと）

① 障害者の雇用が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害等

ア 自宅において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

4 物品及び役務の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進するため、次の取組みを行う。

(1) この方針の目的に沿うよう予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び

競争性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、毎年度、調達目標を設定し、公表するものとする。各年度の目標は別に定める。

(2) 障害者就労施設等が提供する物品等の情報を発信する。

調整担当課は、障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報を収集し、本市各部局に対してその情報を提供する。

(3) 本市各部局は、可能な範囲で地方自治法施行令等などの関連規程に従い、随意契約を活用しながら障害者就労施設等からの物品等を調達するよう努めるものとする。

5 調達実績の公表

本方針に基づく実績は、毎会計年度終了後に公表するものとする。

6 調整担当課

本方針の調整担当課は、健康福祉部地域福祉課とする。

7 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

附 則

この方針は、平成25年4月1日から実施する。